

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその	の条項及びその	振替法の適	用等	発行方法	発行金額	払込金額	最低額面金額	振替単位	振替法の規定による振替口座簿
利付国庫債券（十年）（第二百六十四回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第十一	条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替	機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第三	項第五号に規定する簡易生命保	険資金による引受け	額面金額で千七百五十四億円	五十七億四千九百四十四万円	の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
財務大臣 谷垣 禎一	平成十六年十月二十日	額面金額百円につき九十九円七	平成一六年十月二十日	年一・五パーセント	日本郵政公社総裁は、払込金額	に	加え、次の算式により算出し	の経過利率	の経過利率	の経過利率	の経過利率

財務省告示第四百九十号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平成十六年十月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十六年十月二十日
 額面金額百円につき九十九円七
 年一・五パーセント
 日本郵政公社総裁は、払込金額

た金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.5 \times 30}{100 \times 365}$$

十三 初期利子

平成十七年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5 \times 1}{100 \times 2}$$

十四 第二期利子以後

毎年三月二十日及び九月二十日を支払い、その日以、前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還期限

平成二十六年九月二十日

十六 償還金額

日本銀行額百円につき百円

十八 払込期日

平成十六年十月二十日